



●保険証または資格確認書の有効期限が切れます

現在お使いの保険証または資格確認書は、令和7年7月31日が有効期限となっています。8月1日以降は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）の有無※で交付されるものが変わります。

※マイナ保険証の有無はR7年6月末時点で判定します。

①マイナ保険証をお持ちでない方

現在お持ちの保険証又は資格確認書の有効期限が切れる前の7月中旬頃に、世帯主の方宛に「資格確認書」を送付します。今までの保険証と同じカード型で色はピンク色です。

新しい資格確認書は8月1日から使用可能です。従来の保険証と同様に毎年更新されます。お手元に届いてすぐには使用できませんので、ご注意ください。



②マイナ保険証をお持ちの方

7月中旬頃に、「資格情報のお知らせ」という通知書を世帯主の方宛にお送りします。この通知書は自身の国保の資格を容易に確認することができるように交付するものです。

・70歳未満の方のお知らせについて、従来の保険証では1年ごとの更新がありましたが、お知らせは更新がありませんので、来年以降は送付されない予定です。国保加入中は大切にお持ちいただくようお願いします。

・70歳以上の方については、医療費の自己負担割合の判定があるため、従来の保険証と同様に1年間の有効期限となっております。毎年更新され新しいお知らせが届きます。

なお、紛失・汚損した場合は申請により再交付が可能です。

また、資格の情報（住所・氏名・住民票上の世帯の情報など）が変更となる場合は、お知らせの記載内容が変更となるため手続きが必要です。新しいお知らせは手続き時に交付します。



マイナ保険証をお持ちの方が医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを必ず持参しカードリーダーで受付する必要があります。「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。

※このお知らせは医療機関等のカードリーダーの不具合など何らかの事情で読み取れない場合に、マイナンバーカードと合わせて提示することで国保を適用し受診することができます。このお知らせの右下はカードのように切り取り持ち歩くことができます。（お知らせはマイナポータルの資格情報画面でも代用できます。）

同一世帯内でマイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方がいる場合は、『資格確認書』の方の分+『資格情報のお知らせ』の方の分で『2通』に分けて送付します。

●マイナ保険証をお持ちの方でマイナ保険証を使用することが難しい方について

介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な方（高齢や障がいによるもの）は申請により資格確認書を交付します。

なお、この申請は中標津町国保加入中に1度のみ行うことで完了します。毎年度の届出は不要です。

●8月1日以降の限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証についてマイナ保険証をお持ちの方は取り扱いが変わります！

●限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証について

マイナ保険証をお持ちの方については交付されなくなります。原則申請も不要です。

しかし、区分が70歳未満で区分Ⅱの方及び70歳以上で非課税世帯（区分Ⅱ）の方については、直近の1年間で91日以上入院されている場合、申請することで入院時の食事代が減額される場合があります。

●特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全の方など）

受療証についてマイナ保険証をお持ちの方へは交付されませんが、認定を受けるためには従来どおり申請が必要です。既に認定を受けている方で、マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限が更新された受療証を送付します。マイナ保険証をお持ちの方は、更新された受療証は送付されませんが、更新後の内容について通知を送りますので、ご確認ください。（マイナポータルでも確認できます。）

●医療機関・薬局での一部負担金の割合

未就学児童
2割

小学生～
70歳未満
3割

70歳以上※
2割
(所得が一定以上の方は3割)

※70歳以上の方は毎年度、前年中の所得により負担割合を判定しています。令和7年8月～令和8年7月までの負担割合は令和6年中（令和6年1月～12月）の所得で判定します。

●国保の届出はマイナ保険証を使用していても必要です！14日以内に届出をお願いします！

住所や氏名が変わった時、中標津町から転出する時、職場の健康保険に加入した時は、国保の手続きが必要です。中標津町から転出したり健康保険に加入後は、中標津町の国保を使用し医療を受けることはできません。

まだ届け出をされていない方は、早急に届け出をしてください。

問い合わせは、住民保険課 保険年金係（直通 074-0845）まで。